

平成28年分

「小規模宅地等の特例」と「配偶者の税額軽減」を適用した

相続税申告書の記載例

この記載例は、父が死亡し、母と子2人の3人で父の遺産を相続し、「小規模宅地等の特例」及び「配偶者の税額軽減」の適用を受ける事例について、相続税申告書の作成手順と記載方法を説明したものです（この記載例の事例以外の場合については、国税庁ホームページに掲載している「相続税・贈与税特集」の「相続税の申告のしかた」をご覧ください。）。

【目次（作成順序）】

○ 事例	1
1 相続税がかかる財産の記載	2
2 債務及び葬式費用の記載	5
3 相続開始前3年以内の贈与財産の記載	6
4 相続財産の種類別価額表の記載	7
5 課税価格の計算	9
6 相続税の総額の計算	10
7 各人の算出税額の計算	11
8 配偶者の税額軽減の計算	12
9 各人の納付税額の計算	13

- 相続税に関して、一般的なご相談を希望される場合は、電話相談センターをご利用ください。（最寄りの税務署に電話していただき、自動音声に従って「1」を選択した後、相談内容に応じて番号（相続税の相談の場合は「3」）を選択してください。）
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。（自動音声に従って「2」を選択してください。）

【参考】 日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイト【<https://www.zeirishikensaku.jp/>】では、税理士等の検索が可能となっています。



税務署

この社会あなたの税がいきている



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

【事例】

父（国税太郎）が平成 28 年 5 月 10 日に亡くなり（亡くなられた人のことを「被相続人」といいます。）、母（国税花子）、私（国税一郎）、妹（税務幸子）の 3 人で父の財産を相続しました。父が残した財産は、自宅のある土地と家屋、上場株式、現金、預金、生命保険金です。債務はありませんでしたが、葬式費用は 150 万円かかりました。また、（父の生前に）私と妹は父から現金の贈与を受けていました。

相続税の申告に当たって、母は「小規模宅地等の特例」及び「配偶者の税額軽減」の適用を受けます。

○ 相続財産等の内訳（遺産分割の状況）

1 相続財産（被相続人が亡くなった時点において所有していた財産及びみなし相続財産（生命保険金など））

種類	所在場所	財産の価額	財産取得者
【不動産】	〇〇市△△3丁目5番16号		
	土地（宅地） 家屋	15,000,000円 8,000,000円	国税 花子 国税 花子
【有価証券】	△△証券〇〇支店（上場株式）		
	〇〇建設株	3,000,000円	国税 花子
	〇〇石油株 〇〇産業株	1,000,000円 1,000,000円	国税 一郎 税務 幸子
【現金】	（亡くなる直前に銀行から引き出したもの）	500,000円	国税 花子
【預貯金】	〇〇銀行〇〇支店		
	普通預金	3,000,000円	国税 花子
	定期預金（注1）	11,700,000円	国税 花子
	“（国税一郎名義）（注2）	11,525,000円	国税 一郎
“（税務幸子名義）（注2）	6,075,000円	税務 幸子	
【生命保険金】	〇〇生命保険（相）	20,000,000円	国税 花子

（注）1 預貯金は、相続開始日現在の既経過利子の額を基に財産の価額を算出しますが、事例では計算の簡略化のため省略しています。

2 財産の名義にかかわらず、被相続人の財産で家族の名義となっているものや無記名のものなども相続税の課税対象となります。

2 債務・葬式費用

種類	支払先	金額	負担者
【葬式費用】	〇〇葬儀社	1,500,000円	国税 花子

3 生前贈与財産

【相続開始前3年以内の贈与財産】	受贈金額	受贈者
現金（平成 27 年 2 月 16 日 贈与）	1,100,000円	国税 一郎
現金（平成 27 年 10 月 25 日 贈与）	1,100,000円	税務 幸子

（注）相続開始前3年以内の贈与財産のほか、被相続人から生前に贈与を受けた財産について相続時精算課税を適用していた場合にも、その財産は相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

【参考】相続財産等の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える場合には、相続税の申告が必要です。

「1 相続財産」 - 「2 債務・葬式費用」 + 「3 生前贈与財産」 > 遺産に係る基礎控除額
 （2 ページ） （5 ページ） （6 ページ） （10 ページ）

【相続税の申告書の作成を開始する前に】

相続税の申告書を作成するためには、相続した財産を評価する必要があります。

相続した財産の評価がお済みでない場合又は評価方法をお調べになりたい場合は、相続税に関する情報を集約した国税庁ホームページ「相続税・贈与税特集」の「タックスアンサー（財産の評価）」をご覧ください。

また、「相続税・贈与税特集」には、相続税の仕組みについて分かりやすく解説した「相続税のあらまし」や「相続税の申告のしかた」なども掲載していますので、是非ご覧ください。



（平成 28 年 6 月現在）



一般的な情報

- ▶ タックスアンサー（相続税）
- ▶ タックスアンサー（贈与税）
- ▶ タックスアンサー（財産の評価）

1 相続税がかかる財産の記載

第11表 相続税がかかる財産の明細書

この表では、相続税がかかる財産（1ページの「1 相続財産」欄に記載の財産）を記入して、各人の取得財産の価額を計算します。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 **国税 太郎**

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したもののみなされる財産のうち、相続税がかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区 分		分割の日		2 一 部 分 割		3 全 部 未 分 割		
	1	2	1	2	1	2	1	2	
	1		28・8・18						
財 産 の 明 細					分割が確定した財産				
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 単価 倍率	価 額	取得した人の 氏 名	取得財産の 価 額		
土地	宅地	自用地 (居住用)	〇〇市△△ 3丁目5番16号	100.00㎡ (11・11の2表の 付表1のどお)	3,000,000	国税 花子	3,000,000		
(計)					(3,000,000)	(注1)			
家屋	家屋(木造 ・居宅)	自家用屋	〇〇市△△ 3丁目5番16号	93.00㎡ 8,000,000	8,000,000	国税 花子	8,000,000		
(計)					(8,000,000)				
有価 証券	上記以外の 株式	〇〇建設(株)	△△証券 〇〇支店	1,000株 3,000 (東証)	3,000,000	国税 花子	3,000,000		
"	"	〇〇石油(株)	"	200株 5,000 (東証)	1,000,000	国税 一郎	1,000,000		
"	"	〇〇産業(株)	"	250株 4,000 (東証)	1,000,000	税務 幸子	1,000,000		
(計)					(5,000,000)				
現金預 貯金等		現金	〇〇市△△ 3丁目5番16号		500,000	国税 花子	500,000		
"		普通預金	〇〇銀行 〇〇支店		3,000,000	"	3,000,000		
"		定期預金	"		11,700,000	"	11,700,000		
"		"	"		11,525,000	国税 一郎	11,525,000		
"		"	"		6,075,000	税務 幸子	6,075,000		
(計)					(32,800,000)				
その他 の財産	生命保 険金等				5,000,000	国税 花子	5,000,000		
(計)					(5,000,000)				
(合計)					(53,800,000)				

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から④までの該当欄に転記します。

【手順1】
被相続人の氏名を記入します(次ページ以降、同様に記入します。)

【手順2】
遺産分割の状況に応じて該当する数字に○を付けます。また、遺産の全部又は一部について分割している場合には、分割の日を記入します。

【手順3】
取得した財産の種類、細目、利用区分・銘柄等などの各欄を記入します。
※ 種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領は裏表紙をご覧ください。

【注1】
自宅のある土地(宅地)については、小規模宅地等の特例の適用を受けるため、3ページの第11・11の2表の付表1の手順3で計算した価額を記入します。

【注2】
生命保険金については、非課税金額を控除するため、4ページの第9表の手順6で計算した価額を記入します。

【手順4】
各人の取得財産の価額の合計額を記入します。

【相続税がかかる財産(被相続人が亡くなった時点において所有していた財産)】

①土地、②建物、③株式や公社債などの有価証券、④預貯金、⑤現金などのほか、金銭に見積もることができる全ての財産が相続税の課税対象となります。

第11・11の2表の付表1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

この表では、母（国税花子）が相続した自宅のある土地（宅地）について、小規模宅地等の特例を適用して課税価格に算入する価額を計算します。

【手順1】
特例の対象となり得る宅地等を取得した人の氏名を記入します。

【手順2】
自宅のある宅地について特例の適用を受けるため、「小規模宅地等の種類」欄は「1」と記入します。

【手順3】
特例の対象として選択する宅地に係る取得者の氏名、所在地番、面積、価額等を①～⑧までの説明に従って記入します。
「⑧課税価格に算入する価額」を2ページの第11表に転記します。

【手順4】
手順3で記載した面積(⑤)を記入し、「限度面積要件」の確認をします。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 FD3545

被相続人 **国税 太郎**

この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。
なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうち、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を作成します（第11・11の2表の付表2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。

1 特例の適用にあたっての同意
この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。
私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。

氏名 **国税 花子**

(注) 1 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。
2 上記の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1(続)を使用します。

2 小規模宅地等の明細
この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。
「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。
小規模宅地等の種類: ① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等

小規模宅地等の種類	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等(「限度面積要件」を満たす宅地等)の面積
1	① 国税 花子 ()	⑤ 100.00 m ²
	② ○○市△△3丁目5番16号	⑥ 1500000000 円
	③ 100.00 m ²	⑦ 1200000000 円
	④ 1500000000 円	⑧ 300000000 円

(注) 1 ①欄の「()」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等(②、③又は④)である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。
2 小規模宅地等を選択する一宅地等が共有である場合又は一宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「賃貸割合」が1でないときは、第11・11の2表の付表1(別表)を作成します。
3 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。
4 上記の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1(続)を使用します。

○ 「限度面積要件」の判定
上記1 2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。

小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等	被相続人等の事業用宅地等		
小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等
⑨ 減額割合	80	80	80	50
⑤の①の面積	100.00 m ²			
⑩イ 限度面積	(①の⑤の面積) 100.00 ≤ 330m ²	(②の⑤及び③の⑤の面積の合計) m ² ≤ 400m ²		
⑩ロ 限度面積	(①の⑤の面積) m ² × 330 + (②の⑤及び③の⑤の面積の合計) m ² × 400 + (④の⑤の面積) m ² ≤ 200m ²			

(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類(「④ 貸付事業用宅地等」の選択の有無)に応じて、⑩欄(イ又はロ)により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。

※ 税務署整理欄 年分 名簿番号 申告年月日 一連番号 グループ番号 補完

第11・11の2表の付表1 (平成27年分以降用)

【小規模宅地等の特例】
被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額します。

第9表 生命保険金などの明細書

この表では、父（国税太郎）の死亡に伴い、母（国税花子）に支払われた〇〇生命保険（相）の生命保険金（契約者及び保険料負担者：父）を記入して、相続税の課税対象となる金額を計算します。

生命保険金などの明細書				被相続人	国税 太郎
1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など <small>この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。</small>					
保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名	
△△区〇〇2丁目 ×番	〇〇生命保険（相）	28 7 10	20,000,000 円	国税 花子	
		..			
		..			
		..			
<small>(注) 1 相続人（相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。）が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。 2 相続人以外の方が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。</small>					
2 課税される金額の計算 <small>この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。</small>					
保険金の非課税限度額	<small>[第2表の④の法定相続人の数]</small> (500万円 × 3人) により計算した金額を右の④に記入します。			④ 円	
				15,000,000	
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 <small>(A) × $\frac{\text{各人の①}}{\text{B}}$</small>		③ 課税金額 <small>(①-②)</small>	
国税 花子	20,000,000	15,000,000		5,000,000	
合計	⑤ 20,000,000	15,000,000		5,000,000	
<small>(注) 1 ⑤の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。</small>					

第9表 (平成21年4月分以降用)

【手順1】
 保険会社などから通知された支払通知書などを確認し、その内容に基づいて受取金額等を記入します。

【手順2】
 ①法定相続人の数を記入し、
 ②保険金の非課税限度額を記入します。
 ※ 法定相続人の数は、10ページの第2表の手順3の人数と同数になります。

【手順3】
 保険金などを受け取った相続人の氏名及び金額を記入します。
 相続人以外の方が保険金を受け取った場合には、ここには記入せず、2ページの第11表に受け取った金額を直接記入します。

【手順4】
 受け取った保険金などの金額の合計額を記入します。

【手順5】
 各人の非課税金額を記入します。

【手順6】
 課税金額を記入します。
 この金額を2ページの第11表に転記します。

【手順7】
 非課税金額及び課税金額の合計額を記入します。

【みなし相続財産（生命保険金など）】
 被相続人の死亡に伴い支払われる「生命保険金」（被相続人が負担した保険料に対応する部分に限ります。）などは、相続などによって取得したものとみなされ、相続税の課税対象となります。
 ただし、「生命保険金」のうち、一定の金額までは非課税となります。
 (注) 一定の金額 ⇒ 500万円 × 法定相続人の数 × $\frac{\text{その相続人の取得した金額の合計額}}{\text{相続人全員の取得した金額の合計額}}$

3 相続開始前3年以内の贈与財産の記載

第14表 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書

この表では、私（国税一郎）と妹（税務幸子）が、父（国税太郎）が亡くなる前3年以内に父から現金の贈与を受けているため、相続税の課税対象となる贈与財産価額を計算します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定公益信託のために寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細				①の価額 円	②の価額のうち特定贈与財産の価額 円	③の価額 円
			種類	細目	所在場所等	数量			
1	国税 一郎	27' 2' 16	現金 預貯金等		〇〇市△△ 3丁目5番16号		1,100,000		1,100,000
2	税務 幸子	27' 10' 25	現金 預貯金等		〇〇市△△ 3丁目5番16号		1,100,000		1,100,000
3		..							
4		..							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額		氏名	(各人の合計)		国税 一郎	税務 幸子			
		④金額	2,200,000	円	1,100,000	円	1,100,000	円	

第14表（平成27年分以降用）

【手順1】
贈与を受けた人の氏名、贈与年月日等を記入します。
※ 現金の贈与を受けた場合は、「所在場所等」欄に贈与者（国税太郎）の住所を記入します。

【手順2】
贈与を受けた人ごとに合計額を記入します。

上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。

(受贈配偶者) 私 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。
なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の第6第1項の規定の適用を受けていません。

(受贈財産の番号)

(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑧欄にそれぞれ転記します。

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細

この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。

種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
合計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細

私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、

(1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第161号）附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含みます。）をしたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。

(2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出したため、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。

【被相続人から相続開始前3年以内に取得した暦年課税適用財産】
被相続人から相続などによって財産を取得した人が、被相続人が亡くなる前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。
なお、この場合において、贈与税が課税されているときは、本表のほかに第4表の2（暦年課税分の贈与税額控除額の計算書）を作成する必要があります（この事例では贈与税が課税されていないため、第4表の2は作成しません。）。

【被相続人から取得した相続時精算課税適用財産】
被相続人から生前に贈与を受け、その際に相続時精算課税を適用していた場合、その財産は相続税の課税対象となります。この場合、相続開始の時の価額ではなく、贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。
なお、この場合には、本表ではなく第11の2表（相続時精算課税適用財産の明細書）を作成する必要があります。

第15表 相続財産の種類別価額表

この表では、2ページの第11表（相続税がかかる財産の明細書）、5ページの第13表（債務及び葬式費用の明細書）及び6ページの第14表（純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の明細書）の記載に基づいて、相続財産の種類別の価額を記入します。

【手順1】
財産を取得した人の氏名を記入します。

【手順2】
①～⑥、⑨～⑳の各欄について、2ページの第11表の手順3で記入した財産の種類ごとの価額を転記します。

【手順3】
不動産等の価額の合計額（⑥+⑨+⑩+⑮+⑰+⑳）を記入します。

【手順4】
5ページの第13表の手順4で記入した金額（③、⑥及び⑦）を転記します。

【手順5】
差引純資産価額（⑳+㉑-㉒）を記入します。

【手順6】
6ページの第14表の手順2で記入した金額を転記します。

【手順7】
課税価格（㉓+㉔）を記入します。

相続財産の種類別価額表（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。） FD3535

(単位は円)

種類	細目	番号	各人の合計	
			被相続人	氏名
※	整理番号			
土地	田	①		
	畑	②		
	宅地	③	3000000	3000000
	山林	④		
	その他の土地	⑤		
	計	⑥	3000000	3000000
⑥のうち特別	通常価額	⑦		
農地等	資価格	⑧		
	による価額	⑨	8000000	8000000
家屋、構築物	機械、器具、	⑩		
	その他の減価	⑪		
事業	商品、製品、	⑫		
農業	原材料、農産物等	⑬		
売掛	掛金	⑭		
用財産	その他の財産	⑮		
	計	⑯		
有価証券	特定同族	⑰		
	会社の株式	⑱		
	及び出資	⑲	5000000	3000000
	⑳及び㉑以外の株式及び出資	㉑		
	公債及び社債	㉒		
	証券投資	㉓		
	信託、貸付	㉔		
	受益証券	㉕	5000000	3000000
	計	㉖	5000000	3000000
	現金、預貯金等	㉗	3280000	1520000
	家庭用財産	㉘		
	生命保険金等	㉙	500000	500000
	その他の	㉚		
	職手当金等	㉛		
	木	㉜		
	その他	㉝		
	計	㉞	500000	500000
	計	㉟	5380000	3420000
	相続税計算適用財産の価額	㊱		
	不動産等の価額	㊲	1100000	1100000
	⑥+⑨+⑩+⑮+⑰+⑳	㊳		
	のうち株式等納税猶予対象	㊴		
	株式等の価額の80%の額	㊵		
	のうち株式等納税猶予対象	㊶		
	株式等の価額の80%の額	㊷		
	債務	㊸	1500000	1500000
	計	㊹	1500000	1500000
	差引純資産価額	㊺	5230000	3270000
	(赤字のときは「0」)	㊻		
	純資産価額に加算される	㊼	2200000	
	暦年課税分の贈与財産価額	㊽		
	課税価格	㊾	5450000	3270000
	(1,000円未満を切り捨て)	㊿		

被相続人 国税 太郎
(氏名) 国税 花子

第15表（平成26年分以降用）

(※) ㊾欄の計算の結果、赤字のときは「0」と記入してください。
 なお、「各人の合計」欄は、財産を取得した人ごとに各欄の計算を行った後に、その金額の合計額を記入してください。

財産を取得した人が2人以上いるときは「相続財産の種類別価額表(続)」を作成します。

相続財産の種類別価額表(続) この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。

FD3536

7ページと同様に記入します。

第15表(続) (平成26年分以降用)

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

種類		番号	(氏名) 国税 一郎	(氏名) 国税 太郎	(氏名) 税務 幸子
※ 整理番号					
土地(土地の上に存する権利を含みます)	田	①			
	畑	②			
	宅地	③			
	山林	④			
	その他の土地	⑤			
	計	⑥			
⑥のうち特例農地等	通常価額	⑦			
	農業投資価格による価額	⑧			
家屋、構築物		⑨			
機械、器具、農具、その他の減価償却資産		⑩			
商品、製品、半製品、原材料、農産物等		⑪			
売掛金		⑫			
その他の財産		⑬			
計		⑭			
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑮			
	配当還元方式によつたもの	⑯			
	その他の方式によつたもの	⑰			
	⑮及び⑰以外の株式及び出資	⑱	1000000		1000000
	公債及び社債	⑲			
	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑳			
	計	㉑	1000000		1000000
現金、預貯金等		㉒	11525000		6075000
家庭用財産		㉓			
生命保険金等		㉔			
退職手当金等		㉕			
立木		㉖			
その他		㉗			
計		㉘			
合(⑥+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑱)		㉙	12525000		7075000
相続時精算課税適用財産の価額		㉚			
不動産等の価額(⑥+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬)		㉛			
⑥のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉜			
⑦のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉝			
債務		㉞			
葬式費用		㉟			
合計(㉙+㉞)		㊱			
差引純資産価額(㉙+㉞-㊱)(赤字のときは0)		㊲	12525000		7075000
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊳	1100000		1100000
課税価格(㊲+㊳)(1,000円未満切捨て)		㊴	13625000		8175000

※の項目は記入する必要がありません。

※税務署整理欄 申告区分 年分 名簿番号 申告年月日 グループ番号

5 課税価格の計算

第1表 相続税の申告書

この表では、課税価格（相続税の課税対象となる財産の合計額）を計算します。

【手順1】
相続税の申告書の提出先の税務署及び提出（予定）年月日を記入します。

【手順2】
相続開始年月日（亡くなった日）を記入します。

【手順3】
被相続人及び財産を取得した人の氏名やマイナンバー（個人番号）、生年月日等を記入します。
なお、年齢は相続開始年月日現在の年齢を記入します。

【手順4】
取得財産の価額等を記入します。
「① 取得財産の価額」欄
⇒ 2ページの第11表の手順4の③欄の金額を転記します。
「③ 債務及び葬式費用の金額」欄
⇒ 5ページの第13表の手順4の⑦欄の金額を転記します。

【手順5】
純資産価額（①+②-③）を記入します。

【手順6】
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額を6ページの第14表の手順2の④欄の金額を転記します。

【手順7】
課税価格（④+⑤）を記入します。

相続税の申告書

FD3555

※申告期限延長日 年 月 日

相続開始年月日 28年 5月 10日

〇フリガナは、必ず記入してください。

各人の合計		財産を取得した人	
氏名	国 税 太 郎	国 税 花 子	
個人番号又は法人番号	987654321098	012345678901	
生年月日	昭和17年10月19日(年齢73歳)	昭和24年9月17日(年齢66歳)	
住 所	〇〇市△△3丁目5番16号		
被相続人との続柄	なし	妻	
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。		
※整理番号			
取得財産の価額①	53800000	34200000	
相続時精算課税適用財産の価額②			
債務及び葬式費用の金額③	1500000	1500000	
純資産価額④	52300000	32700000	
暦年課税分の贈与財産価額⑤	2200000		
課税価格⑥	54500000	32700000	
法定相続人の数			
遺産に係る基礎控除額			
相続税の総額⑦			

②欄の金額が赤字のときは「0」と記入してください。
④欄の金額が赤字のときは「0」と記入してください。

財産を取得した人が2人以上いるときは「相続税の申告書(続)」を作成します。

相続税の申告書(続)

FD3556

※申告期限延長日 年 月 日

〇フリガナは、必ず記入してください。

各人の合計		財産を取得した人		財産を取得した人	
氏名	国 税 一 郎	税 務 幸 子			
個人番号又は法人番号	123456789012	234567890123			
生年月日	昭和52年3月24日(年齢39歳)	昭和54年2月14日(年齢37歳)			
住 所	〇〇市△△3丁目5番16号		△△市〇〇〇6丁目3番1号		
被相続人との続柄	長男	会社員	長女	会社員	
取得原因	相続・相続時精算課税に係る贈与		相続・相続時精算課税に係る贈与		
※整理番号					
取得財産の価額①	12525000		7075000		
相続時精算課税適用財産の価額②					
債務及び葬式費用の金額③					
純資産価額④	12525000		7075000		
暦年課税分の贈与財産価額⑤	1100000		1100000		
課税価格⑥	13625000		8175000		
法定相続人の数					
遺産に係る基礎控除額					
相続税の総額⑦					

②欄の金額が赤字のときは「0」と記入してください。
④欄の金額が赤字のときは「0」と記入してください。

(※) ④欄の計算の結果、赤字のときは「0」と記入してください。
なお、「各人の合計」欄は、財産を取得した人ごとに各欄の計算を行った後に、その金額の合計額を記入してください。

7 各人の算出税額の計算

第1表 相続税の申告書

この表では、各人の算出税額を計算します。

【手順1】
10ページの第2表の手順3及び7で記入した法定相続人の数、遺産に係る基礎控除額及び相続税の総額を転記します。

【手順2】
財産を取得した人のあん分割合(各人の⑥/⑦)を記入します。
※ あん分割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00となるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

【手順3】
手順1の「⑦相続税の総額」に手順2の「⑧あん分割合」を掛けた金額を記入します。
 $650,000 \text{円} \times 0.60 = 390,000 \text{円}$

【手順4】
手順3で記入した各人の算出税額の合計額を記入します。
※ 財産を取得した人が2人以上いる場合には、手順2及び3により各人の算出税額を計算した後に記入します。

上記の手順2及び3と同様に記入します。

相続税の申告書

FD3555

29年3月3日提出 相続開始年月日 28年5月10日 ※申告期限延長日 年月日

フリガナ 相続人 財産を取得した人

フリガナ	コクゼイ タロウ	コクゼイ ハナコ
氏名	国税 太郎	国税 花子
個人番号又は法人番号	987654321098	012345678901
生年月日	昭和17年10月19日(年齢73歳)	昭和24年9月17日(年齢66歳)
住所	〇〇市△△3丁目5番16号	〇〇市△△3丁目5番16号
被相続人との続柄	なし	妻
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。	相続 遺贈・相続時精算課税に係る贈与
課税価格の計算		
① 取得財産の価額	5380000	3420000
② 相続時精算課税適用財産の価額		
③ 債務及び葬式費用の金額	1500000	1500000
④ 純資産価額(①+②-③)	5230000	3270000
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	2200000	
⑥ 課税価格(④+⑤)	5450000	3270000
法定相続人の数	3人	
遺産に係る基礎控除額	4800000	
相続税の総額	650000	
各人の算出税額		
あん分割合		0.60
⑧ 算出税額(⑦×あん分割合)	650000	390000

相続税の申告書(続)

FD3556

※申告期限延長日 年月日 ※申告期限延長日 年月日

フリガナ 財産を取得した人 財産を取得した人

フリガナ	コクゼイ イチロウ	ゼイム サチコ
氏名	国税 一郎	税務 幸子
個人番号又は法人番号	123456789012	234567890123
生年月日	昭和52年3月24日(年齢39歳)	昭和54年2月14日(年齢37歳)
住所	〇〇市△△3丁目5番16号	△△市〇〇〇6丁目3番1号
被相続人との続柄	長男 会社員	長女 会社員
取得原因	相続 遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続 遺贈・相続時精算課税に係る贈与
課税価格の計算		
① 取得財産の価額	1252500	707500
② 相続時精算課税適用財産の価額		
③ 債務及び葬式費用の金額		
④ 純資産価額(①+②-③)	1252500	707500
⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額	1100000	1100000
⑥ 課税価格(④+⑤)	1362500	817500
法定相続人の数		
遺産に係る基礎控除額		
相続税の総額		
あん分割合		0.25
⑧ 算出税額(⑦×あん分割合)	162500	97500

第1表(平成28年分以降用) ⑥欄の金額が赤字となる場合は、外国税額控除額(第11の2表)を記入してください。

第1表(続)(平成28年分以降用) ⑥欄の金額が赤字となる場合は、外国税額控除額(第11の2表)を記入してください。

第5表 配偶者の税額軽減額の計算書

この表では、母（国税花子）が、配偶者の税額軽減の適用を受けるため、税額軽減額を計算します。

配偶者の税額軽減額の計算書						被相続人	国税 太郎
私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。							
1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業) 相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)							
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		$\frac{\text{第1表の④の金額}}{\text{配偶者の法定相続分}} = \frac{54,500,000}{2} = 27,250,000 \text{ 円}$		⑤※		160,000,000	
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円							
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	34,200,000	1,500,000		1,500,000		32,700,000	
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)	⑧ ①の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)		⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)		
	650,000	32,700,000	54,500,000		390,000		
配偶者の税額軽減の限度額	⑪ (第1表の配偶者の⑩又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額)		⑫ (第1表の配偶者の⑬の金額)		⑬ (第1表の配偶者の⑭の金額)		
	390,000		-		390,000		
配偶者の税額軽減額	⑭ (⑬の金額と⑫の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑮		⑯		
	390,000						
(注) ⑯の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。							
2 配偶者以外の方が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)							
課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		$\frac{\text{第3表の④の金額}}{\text{配偶者の法定相続分}} = \frac{\quad}{\quad} = \quad \text{円}$		⑤※			
上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円							
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	⑤ 純資産価額に計算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
⑦ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)	⑧ ①の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)		⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)		
	00						
配偶者の税額軽減の限度額	⑪ (第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑫の金額)		⑫ (第1表の配偶者の⑬の金額)		⑬		
配偶者の税額軽減額	⑭ (⑬の金額と⑫の金額のうちいずれか少ない方の金額)		⑮		⑯		
(注) ⑯の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。							

【手順1】
11 ページの第1表の④欄の金額を転記し、課税価格の合計額に配偶者の法定相続分を掛けた金額を記入します。

【手順2】
手順1で計算した金額と1億6,000万円のいずれか多い金額を記入します。

【手順3】
2ページの第11表の手順4で記入した配偶者の①欄の金額及び11ページの第1表の配偶者の③欄の金額を転記し、配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格を記入します。

【手順4】
11ページの第1表の手順1で記入した⑦欄及び④欄の金額等を転記し、配偶者の税額軽減の基となる金額を記入します。

【手順5】
11ページの第1表の手順3で記入した配偶者の⑩欄の金額を転記し、配偶者の税額軽減の限度額を記入します。

【手順6】
手順4及び5で計算した金額のいずれか少ない金額を記入します。

【配偶者の税額軽減】
被相続人の配偶者の課税価格が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

9 各人の納付税額の計算

第1表 相続税の申告書

この表では、各人の納付すべき税額を計算します。

【手順1】
12ページの第5表の手順6で記入した金額を転記します。

【手順2】
⑫~⑰を合計した金額を記入します。

【手順3】
納付すべき税額等を記入します。

相続税の申告書

FD3555

相続開始年月日 28年5月10日

各人の合計		財産を取得した人	
フリガナ 氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎	コクゼイ ハナコ 国税 花子	
個人番号又は法人番号	987654321098	012345678901	
生年月日	昭和17年10月19日(年齢73歳)	昭和24年9月17日(年齢66)	
住所	〇〇市△△3丁目5番16号		
被相続との続柄	なし	妻	
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。		
取得原因		相続 遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
課税価格の計算			
① 取得財産の価額	53800000	34200000	
② 相続時精算課税適用財産の価額			
③ 債務及び葬式費用の金額	1500000	1500000	
④ 純資産価額(①-②-③)	52300000	32700000	
⑤ 純資産価額に計算される贈与財産の贈与税額(第14表1④)	2200000		
⑥ 課税価格(④+⑤)	54500000	32700000	
法定相続の人数	3人		
⑦ 相続税の総額	6500000		
⑧ 一般の場合(分割の場合を除く)	1.00	0.60	
⑨ 相続税額	6500000	3900000	
⑩ 無地等納税猶予の適用を受ける場合			
⑪ 相続税額の2割加算が行われる場合			
⑫ 暦年課税の分納税額(第4表の17)			
⑬ 配偶者の税額軽減額(第5表④又は⑤)	3900000	3900000	
⑭ 未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)			
⑮ 障害者控除額(第6表2②、③又は⑥)			
⑯ 相次相続控除額(第7表⑬又は⑭)			
⑰ 外国税額控除額(第8表1⑩)			
⑱ 差引税額(⑬+⑭+⑮+⑯又は⑬+⑭+⑮)	2600000		
⑲ 相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11の2表⑥)			
⑳ 医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)			
㉑ 小計(⑱-⑲-⑳)	2600000		
㉒ 農地等納税猶予税額(第8表2⑦)			
㉓ 株式等納税猶予税額(第8の2表2⑩)			
㉔ 山林納税猶予税額(第8の3表2⑧)			
㉕ 医療法人持分納税猶予税額(第8の4表2A)			
㉖ 申告期限までに納付すべき税額(⑱-⑲-⑳-㉒-㉓-㉔-㉕)	2600000		
㉗ 還付される税額			

※この項目は記入する必要がありません。

※税務署長 〇〇市△△3丁目5番16号

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

第1表(平成28年分以降用) (注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑥)があるときは、②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

【相続税の申告書の提出先及び提出期限】

相続税の申告書の「氏名」欄に押印し、被相続人の住所地を所轄する税務署に提出してください。

なお、相続税の申告書の提出期限（申告期限）は、被相続人の亡くなった日の翌日から10か月目の日です。申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が相続税の申告期限となります。

(参考)

	相続開始の日	申告期限
10か月目の日が休日又は土曜日に当たらない場合	平成28年5月10日(火)	平成29年3月10日(金)
10か月目の日が休日又は土曜日の場合	平成28年9月23日(金)	平成29年7月24日(月)

相続税の申告書(続)

FD3556

※申告期限延長日 年 月 日 ※申告期限延長日 年 月 日

フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ	コクゼイ イチロウ	ゼイム サチコ
氏名	国税 一郎	税務 幸子
個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
生年月日	昭和52年3月2日	昭和54年2月1日
住所	〒XXX-XXXX 〇〇市△△3丁目5番16号	〒XXX-XXXX △△市〇〇〇6丁目5番1号
被相続人との続柄	長男	長女
職業	会社員	会社員
取得原因	相続 遺贈・相続時精算課税に係る贈与	相続 遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号		
取得財産の価額	1 2 5 2 5 0 0 0	7 0 7 5 0 0 0
相続時精算課税適用財産の価額		
債務及び葬式費用の金額		
純資産価額	1 2 5 2 5 0 0 0	7 0 7 5 0 0 0
純資産価額に計算される贈与財産価額	1 1 0 0 0 0 0	1 1 0 0 0 0 0
課税価格	1 3 6 2 5 0 0 0	8 1 7 5 0 0 0
法定相続人の数		
相続税の総額	0 . 2 5	0 . 1 5
一般の場合	1 6 2 5 0 0	9 7 5 0 0
農地等納税猶予の適用		
相続税額の2割加算が行われる場合		
各人の算出税額の計算		
配偶者の税額軽減額		
未成年者控除額		
障害者控除額		
相次相続控除額		
外国税額控除額		
計	1 6 2 5 0 0	9 7 5 0 0
差引税額		
相続時精算課税分の贈与税額控除額	0 0	0 0
医療法人持分税額控除額		
小計	1 6 2 5 0 0	9 7 5 0 0
農地等納税猶予税額	0 0	0 0
株式等納税猶予税額	0 0	0 0
山林納税猶予税額	0 0	0 0
医療法人持分納税猶予税額	0 0	0 0
申告納付すべき税額	1 6 2 5 0 0	9 7 5 0 0
還付される税額		

〇この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

第1表(続) (平成28年分以降)

②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の金額に赤字がある場合は、②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

13ページと同様に記入します。

(*)

※の項目は記入する必要がありません。

【相続税の納税の期限等】

納付すべき税額（第1表の⑳欄の金額）が算出される場合は、申告期限までに納付する必要があります。

税金の納付場所は、最寄りの金融機関（銀行、郵便局等）又は被相続人の住所地を所轄する税務署です。

○ 申告書第 11 表の取得した主な財産の種類、細目、利用区分・銘柄等の記載要領

種類	細目	利用区分・銘柄等
土地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田 畑	自用地、貸付地、賃借権(耕作権)、永小作権の別
	宅地	自用地(事業用、居住用、その他)、貸宅地、貸家建付地、借地権(事業用、居住用、その他)などの別
家屋	家屋(構造・用途)、構築物	家屋については自家用屋、貸家の別、構築物については駐車場、広告塔などの別
有価証券 (注)	特定同族会社の株式、出資(配当還元方式、その他の方式)	その銘柄
	上記以外の株式、出資	
	公債、社債 証券投資信託、 貸付信託の受益証券	
現金、預貯金等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金などの別
家庭用財産		その名称と銘柄
その他の財産 (利益)	生命保険金等 退職手当金等	
	その他	1 自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはその加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産(生命保険金等及び退職手当金等を除きます。)については、その財産(利益)の内容

(注) 「上場株式」の細目は、「上記以外の株式、出資」になります。

○ 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

1 相続税の申告書に記載されたマイナンバー(個人番号)について、税務署で本人確認(①番号確認及び②身元確認)を行うため、本人確認書類の写しを添付していただく必要があります(被相続人に係る本人確認書類の写しの添付は必要ありません)。

なお、税務署の窓口で相続税の申告書を提出していただく場合には、本人確認書類の写しを添付せずに、本人確認書類を提示していただいても構いません。

詳しくは国税庁ホームページのトップページにある「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をクリックして、ご覧ください。

2 相続税の申告書に添付して提出していただく主な書類は次のとおりです。詳しくは国税庁ホームページ「相続税・贈与税特集」の「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。

(1) (2)又は(3)などの特例等の適用を受けない場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本(相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの)
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し(注)
③	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)(注)

(注) ②及び③の書類については、提出をお願いしている書類です。

(2) 居住用宅地等について小規模宅地等の特例(3ページ)の適用を受ける場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本(相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの)
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)
④	申告期限後3年以内の分割見込書(申告期限内に分割ができない場合に提出してください。)
⑤	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類などのその他の書類

(注) 1 例えば、被相続人の配偶者が居住用宅地等について特例の適用を受ける場合や特例の適用を受ける人がマイナンバー(個人番号)を有する場合には、⑤に掲げる書類のうち、特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類の提出は必要ありません。

2 事業用宅地等について特例の適用を受ける場合には、提出していただく書類が異なりますので、国税庁ホームページ「相続税・贈与税特集」の「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

(3) 配偶者の税額軽減(12ページ)の適用を受ける場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本(相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの)
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)
④	申告期限後3年以内の分割見込書(申告期限内に分割ができない場合に提出してください。)